

令和 6 年 定 例 第 2 回 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 6 年 6 月 18 日 午前 9 時 30 分 定 例 第 2 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 藺 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 晋 治	係 長	高 野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	企画振興課長	坂 本 生 治
副 市 長	森 田 泰 平	総合政策課長	村 越 公 貞
教 育 長	待 鳥 博 人	秘書広報課長	久保井 千 代
監 査 委 員	河 野 信 祐	福祉課長兼 福祉事務所副所長	野 田 英 一
総 務 部 長	城 戸 邦 宏	学校教育課長	松 尾 郁 代
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松 藤 典 子	農林水産課長	猿 本 邦 博
市民部長兼 市民課長	山 田 利 長	商工観光課長	相 地 智 輝
環境経済部長	木 村 勝 幸	上下水道課長	松 尾 秀 勝
建設都市部長	甲斐田 裕 士	子ども子育て課長	田 中 聡 美
教 育 部 長	堤 則 勝	税 務 課 長	河 野 浩 士
消 防 長	北 嶋 俊 治	環境政策課 主任参事補佐	古 田 稔
総 務 課 長	平 川 貞 雄	環境政策課脱炭 素社会推進係長	今 村 雅 義
財 政 課 長	大 坪 康 春	福祉課 生活支援係長	石 橋 将 和

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について

- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (8) 報告第3号 令和5年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- (9) 報告第4号 令和5年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (10) 報告第5号 令和5年度みやま市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- (11) 報告第6号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- (12) 報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について
- (13) 報告第8号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について
- (14) 承認第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
- (15) 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第9号））
- (16) 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）
- (17) 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- (18) 承認第5号 専決処分の承認について（専決第5号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- (19) 承認第6号 専決処分の承認について（専決第6号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第1号））
- (20) 議案第30号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第31号 みやま市放置自動車の処理に関する条例の制定について
- (22) 議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第33号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(24) 議案第34号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第2号）

(25) 議案第35号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時32分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和6年定例第2回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）

改めましておはようございます。令和6年定例第2回市議会の運営につきまして、6月7日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、請願2件、報告7件、承認6件、議案6件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日6月18日から6月28日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照の方よろしくお願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願第1号につきましては総務常任委員会に、請願第2号につきましては文教厚生常任委員会に付託といたします。

承認第1号から承認第6号までの6件につきましては、即決といたします。

議案第30号及び議案第31号の2件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第32号及び議案第33号の2件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第34号及び議案第35号の2件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの11日間にし
たいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの11日間と決定をいたしま
した。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、14番中島一博君、15番宮本五市
君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．監査報告について。監査委員の説明を求めてまいります。河野監査委員お願い
します。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

それでは、皆様おはようございます。早速、監査報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項
の規定により、その結果を御報告いたします。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、それから特別会計及び公営企業会計
に属する出納状況でございます。

現金の出納及び保管につきましては、令和6年1月分から3月分までの各月の月末現在に
おける各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳
簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の御報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について。

請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、紹介議員の説明を求めてまいります。8番古賀義教君お願いします。

○8番（古賀義教君）（登壇）

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府は、これまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算、また、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の実現を求めます。

この意見書の趣旨を十分御理解の上、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（牛嶋利三君）

請願第1号は総務常任委員会に付託をいたします。

続きまして、請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。10番上津原博君お願いします。

○10番（上津原 博君）（登壇）

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願でございます。

この請願の趣旨でございますけれども、今本当に学校現場では大変厳しいような状況もあるという中で、一生懸命学校の先生たちは頑張っているというふうに思っております。

この趣旨の中にも書いてありますとおり、2021年に法改正により35人学級を推奨するというようなことで文科省のほうからも指示があっているというふうに思っております。そして、

中教審のほうも文科省のほうにそういった中身の答申を行っているというような状況であると。

しかし、これは計画的にやるということでもありますけれども、今現在思うには、やはりこの35人学級については早急に取り組まなければならない課題ではないかなというふうに思っております。

みやま市においては、35人学級、これについては加配の教員さんの採用、これはもう市費で投入されて、きっちりとやっていらっしゃるというふうに思いますけれども、今現在、各地方自治体、財源が大変厳しいという状況の中でいけば、これについては必ず国のほうから財政措置をしていただきながら、きちっとした教員の配置をしてもらって、35人学級の実現を求めたいというふうに思いますので、地方議会のほうからも請願をお願いしたいというふうに思います。

それとあと一つ、本当に教職員の働き方改革、今学校現場、ちまたの話でいけば、ブラック職場というような話にもなっておりますけれども、しかし、そういったことではないというふうに私は思っております。

ただ、問題は低賃金、あるいは長時間労働にさいなまれているということでもありますので、その改善を、ぜひとも文科省を含めて、きっちりとやっていただきたいというふうに思っております。何とぞこの請願の趣旨を御理解の上、関係する機関に意見書を提出していただくよう、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ありがとうございます。請願第2号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案の一括上程を行ってまいります。

報告第2号から第8号までの7件、承認第1号から第6号までの6件、議案第30号から第35号までの6件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．市長の提案理由説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日、ここに令和6年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用な中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に提案いたします議案につきまして、御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第2号 専決処分の報告についてから議案第35号 みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までの19件でございます。

内訳といたしましては、和解及び損害賠償額の決定や継続費、繰越明許費の計算書、また、道の駅みやま並びにみやまスマートエネルギーの経営状況報告など、報告案件が7件、固定資産評価審査委員会委員の選任の承認や、専決しました条例及び補正予算の承認案件が6件、また、条例改正のほか、令和6年度一般会計予算等の補正についての議案6件を御提案しております。

詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

日程第7 報告第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）の報告を求めてまいります。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

おはようございます。報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年4月15日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和6年3月12日午前11時55分頃、コミュニティバス6号車が高田町田尻小柳バス停付近において一時停止後右折する際に、右側から来た車両が減速したことを譲ってくれたものと判断し、発車したところ、当該車両もそのまま直進したことにより接触したものです。

この事故により、コミュニティバスの右バンパーに擦り傷が、相手方車両左前方部にへこ

み及び擦り傷が生じています。相手方、運転者ともに目立った外傷はありませんが、相手方は現在通院中でございます。

以上が概要となりますが、今回この事故に係る損害賠償額を220,716円と決定し、相手方と示談したところでございます。

なお、損害賠償額は損害保険ジャパン株式会社の保険で補填しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わりたいと思います。

日程第8 報告第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．報告第3号 令和5年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告を求めてまいります。引き続き、城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

報告第3号 令和5年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、産業団地造成事業における継続費の年割額に基づいて、次ページの継続費繰越計算書のとおり令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

産業団地造成事業については、令和5年度から令和6年度までの2か年事業で、令和5年度の決算見込みに応じて残額を調整し、令和6年度へ繰り越すものでございます。また、その財源につきましても説明いたしております。

以上、報告第3号 令和5年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告があつてございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号 令和5年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わりたいと思います。

日程第9 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 報告第4号 令和5年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めてまいります。城戸総務部長お願いいたします。はい、どうぞ。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

報告第4号 令和5年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和5年度の補正予算で議決いただきました繰越明許費補正に基づき、次ページの繰越明許費繰越計算書のとおり令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

令和5年度の物価高騰対策など、国の補正予算に伴い追加いたしました事業や農業用施設及び道路改良事業、また、計画に関する諸条件等で年度内に完成できなかった事業など、全14件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、令和6年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

なお、4款1項. 保健衛生費の脱炭素先行地域計画策定支援事業につきましては、国の脱炭素先行地域の申請を断念したことに伴い、事業繰越しを行わないこととしたものでございます。

以上、報告第4号 令和5年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。報告第4号 令和5年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わりたいと思います。

日程第10 報告第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 報告第5号 令和5年度みやま市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告を求めてまいります。松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

改めましておはようございます。報告第5号 令和5年度みやま市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、次ページの繰越計算書のとおり、令和6年度に繰り越したもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

令和5年度水道事業会計で予定しておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、県道富久瀬高線幸作橋迂回路設置工事の遅延によるものが3件ございます。

内容としましては、県道富久瀬高線幸作橋架換事業に伴い、配水管路の仮設工事を施工するものでございますが、福岡県が行う迂回路設置工事の遅延により、本市が行う配水管仮設工事の着工までに不測の日数を要し、年度内の完成が困難になったものでございます。

以上、報告第5号 令和5年度みやま市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号 令和5年度みやま市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第11 報告第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 報告第6号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めてまいります。引き続き、松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

報告第6号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、次ページの繰越計算書のとおり令和6年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

令和5年度の下水道事業会計で予定しておりました経費のうち、年度内に支払い義務が生

じなかったものが3件ございます。

内容としましては、まず、小田浄化センター電気設備整備工事については、更新機器の早期の調達が難しく、期間を要することが判明したためでございます。

次の公共下水道管渠布設工事（3工区）については、下水道管の布設工事を予定しておりましたが、国道工事の規制により年度内での完成が難しくなったものでございます。

次の公共下水道管渠布設工事については、入札不落により業者選定に時間を要し、工事着手が遅れたためでございます。

以上、報告第6号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第12 報告第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について、報告を求めまいります。木村環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。それでは、報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について、御説明申し上げます。

本件は、道の駅みやまの指定管理者であります株式会社道の駅みやまにつきまして、本市が資本金の80%を出資いたしており、その経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

まず、議案書27ページ、令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書の②販売状況等について御説明いたします。

令和5年度実績は、アの販売受託品が983,349千円、イの仕入商品が77,899千円、ウの販売合計で1,061,248千円と、前年度と比較して11,831千円の増、率にして1.1%のプラスとなっております。また、購入客数は、販売合計で58万8,424人となり、前年度比較9,391人の

減、1.6%のマイナスとなっています。

令和6年度計画につきましては、ウの販売合計では、販売金額が1.5%増の1,077,200千円、購入客数を1.6%増の59万8,000人と計画いたしております。

続きまして、28ページ、4. その他、①令和5年度の運営における主な状況についてであります。

アでは、購入客数は若干減少しましたが、新鮮で良質な商品の出荷やイベント開催等により、販売総額は2年連続で10億円を超えたこと、イでは、出荷者への奨励として、受託商品売上高のうち0.8%相当額の出荷奨励金を支出したこと等を記載しております。

次に、29ページをお願いいたします。

令和5年度収支決算書であります。広告宣伝費や事務消耗品費の増加等により、中段少し下の販売管理費が2.4%増加しております。

下から3段目の通期の経常利益は15,336千円、前年度の79.2%となっております。

続いて、30ページから決算報告書を添付いたしております。

31ページの貸借対照表でございますが、左下の資産合計は386,854千円、純資産は267,669千円となっております。

また、32ページの損益計算書は、経常利益が15,336千円、税引き後の当期純利益は11,088千円となっております。

次に、33ページの販売費及び一般管理費の計算内訳で、2段目の販売促進費は出荷者への出荷奨励金など8,242千円、また、中段少し下の寄附金は、本市への17,000千円の寄附金等となっております。

続いて、35ページ、令和6年度の収支予算書であります。令和6年度は売上げの増、また、販売管理費の増加を見込み、通期の経常利益で11,710千円の計画でございます。

以上、報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告についてを終わります。

日程第13 報告第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 報告第8号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について、報告を求めてまいります。引き続き、木村環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、報告第8号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

本件は、本市が95%を出資しておりますみやまスマートエネルギー株式会社の令和5年度の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

それでは、37ページをお願いいたします。

令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書でございます。

下段の②収支の表中、令和5年度の実績は売上げ1,900,316千円、一番下の経常利益232,143千円の黒字となっております。

また、令和6年度計画は、依然として新電力を取り巻く環境が厳しい状況において、契約の維持確保や効率的な電源調達により収益を安定させることで、売上げ1,795,672千円、経常利益37,029千円を計画いたしております。

続きまして、38ページから事業活動の概況に関する事項をお示ししております。

1. 事業概要では、安定的、経済的な電源調達に取り組んだ結果、経常利益は計画を大きく上回る過去最高額を達成しております。

(1)電力事業では、令和5年度も安定的かつ経済的な電源調達を行っていた中、市場が落ち着きを取り戻したこともあり、電源確保の関係で停止していた新規受付の一部を再開いたしました。また、脱炭素社会の実現に向け、市の施設の一部に地産の再エネ電源を充てるとともに、本年1月1日より、有明生活環境施設組合のごみ発電による電源の調達を開始いたしました。

次に、(2)地域連携事業につきましては、電力使用量に応じてデジタル地域通貨みやま・コインを付与する事業を開始し、域内の経済循環を実現しました。

また、(3)飲食事業については、コロナ禍も明け、徐々に客足も戻り、通常営業として運営することができました。レストラン型コミュニティスペースである特色を生かし、関係団体との連携など、地域におけるハブ的な役割の構築とみやまの魅力発信に重点を置いて活動をしました。

続きまして、2. 資金の借入その他の資金調達の状況であります、県の制度融資の活用など資金調達の状況をお示ししております。

次に40ページ、5. 対処すべき課題でございますが、重点課題として3つの項目を掲げております。

まず、安定的、経済的な電源調達の推進と容量抛出金対策、2点目、脱炭素社会の実現に向けての取組、そして3点目がみやまカフェSPONの活用であります。

続いて、43ページ以降に決算報告書を添付いたしております。

44ページの貸借対照表は、資産合計が634,802千円、純資産合計は225,310千円となっております。

また、45ページの損益計算書は、経常利益232,142千円、税引き後の当期純利益は172,421千円となっております。

以上、報告第8号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたしておきます。

それでは、通告がありますので、発言を許可してまいります。14番中島一博君どうぞ。

○14番（中島一博君）

それでは、質疑を行います。

令和5年度は、電気の仕入れがよかったせいか、売上げ過去最高で232,000千円ですかね。うれしい悲鳴であります。

お手元に、局長から案内があったように、令和5年度のは持ってあると思います。それで、令和6年、このタブレットと照合しながら質問しますので、見ておいてください。おたくたちが持ってあるのは令和5年度の3月期、タブレットは令和6年度の3月期です。46ページの販売費及び一般管理費の中をちょっと照合してお伺いいたします。

賞与からいいですかね。令和5年度の3月期は12,700千円だと思います。今年度は18,950千円、約6,000千円賞与が増えておりますが、これは売上げといいですか、経常利益が230,000千円出たから6,000千円も賞与が増えているのかお伺いいたします。それは、筆頭株主の市

長にお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってくださいね。市長。（「46ページ、タブレットは」と呼ぶ者あり）

中島議員、質問はまとめて、みやまスマートエネルギー株式会社の契約件数までまとめてお願いします。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

賞与ですね。

それと、2点目が交際費、令和5年度の3月期は258千円、額は小さいんですけど、令和6年度の3月、タブレットのやつは702千円ですね。

それと、全部上がつとる分だけちょっとお伺いします。寄附金、令和5年度の3月期が3,000千円ですね。令和6年度が7,010千円。

交際費はちょっと私が間違っております。交際費は700千円じゃなくて960千円ですね。そすと寄附金が7,000千円、全部上がつとる分。

それと、会議費14万幾らが742千円。

それと、ずっと下がって消耗品費、令和5年度の3月期が3,590千円だと思います。それが今年度は5,448千円。

それと、下のにきの販売促進費、令和5年度の3月期が169千円、これが1,525千円。

それと、令和5年度の項目にはないんですけど、下から2番目の開発費償却350千円、これはどういうあれかちょっと。その7点質問を。

それともう一つは、お手元に皆さん配られてあると思いますみやまスマートエネルギー株式会社の契約件数、これは配っていないですかね。これはタブレットの後ろに載っとつとかな。（「配っています」と呼ぶ者あり）配ってある。みやまスマートエネルギー株式会社の契約件数についてお伺いをいたします。

議会運営委員会の中では、低圧が245件増えてあるということですがけれども、取次電力が618件マイナスになっているんですよ。これはどういう意味か、その辺をちょっとお伺いいたします。

以上、7点と契約件数1点、8件ですね。お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

中島議員、この契約件数は、令和3年、4年、5年……

○14番（中島一博君）

分かりやすう 3 枚あるんですけど、最終的にはずっと皆さん分かりやすいように令和 3 年度と令和 4 年度、令和 4 年度と令和 5 年度、令和 5 年度と令和 6 年度、これは上が一番新しいやつで、令和 5 年度の 3 月期と令和 6 年度の 3 月期の契約件数ですね。次が、ずっと令和 4 年度の 3 月期と令和 5 年度の 3 月期、その前が令和 3 年度の 3 月期と令和 4 年度の 3 月期、ずっと 1 年交替でこうして。令和 4 年度の 3 月期と、令和 5 年度の 3 月期と、令和 6 年度の 3 月期を見比べてある、件数で。

○議長（牛嶋利三君）

分かってですね。

○14番（中島一博君）

市長は分かってあつてでしょう。結局、議会運営委員会の中では低圧は245件増えています。市内やなくて市外がですね、市内は減つとるんですよ。だけど、取次契約、1 枚目ですね、令和 5 年度の 3 月期は取次電力契約が627件あります。だけど、これが取次、令和 6 年度の 3 月期が 9 件に減っているんですよ。それで、一番下は取次電力がマイナスの618件、これはどういうあれでやめたのか、その辺の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員の御質問でございます。

お答えいたしますが、決算の大まかな説明は株主総会でされましたけれども、販売費及び一般管理費の詳細につきましては主立ったもののみの説明でございまして、詳細な説明はあっておりませんでした。会社より聞き取った内容を担当部長より回答させますので、よろしくをお願いいたします。（「ちょっといいですか、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

はい、どうぞ。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

総会は今月 3 日やったと思いますよ。市長は筆頭株主で総会に出席してあるなら、議案書は説明あっていると思いますよ。私はちょっと不思議なところだけ聞いているからですね。

大体私が聞くということで、市長も筆頭株主で執行部のほうに聞くべきじゃないかと思えますけど。これは部長に答えさせる、部長は責任取れませんよ。何で増えているのかと聞くだけです。それを筆頭株主の市長に聞いているんですよ。市長は質疑も何もなかったんでしょうか。私はちょっとあんまり増え過ぎているからお聞きしているだけなんです。それは市長が筆頭株主で答弁すべきだと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

当然、市として筆頭株主でございますので、私も株主総会には出席しております。

詳しい内容については部長に指示をしておりましたので、詳細な部分については部長にお答えをさせていただきたいと思えます。それは私自身、取締役として出席しておりますので、当然存じ上げておりますけれども、詳細分については詳しく環境経済部長のほうから回答をさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

それでは、私のほうから回答をさせていただきます。

議案書の46ページと……

○14番（中島一博君）

ちょっと議長いいですか。さっき言ったように所管の部長が答弁されますよ。だけど、再質問したときは市長が答えてもらうような権限ないでしょう。総会でも部長が発言とかできるんですか。その辺を言っているんですよ。答弁ばそのまま市長のほうにやっていいと思えます。今、木村環境経済部長の答弁は。だけど、木村環境経済部長は総会とか出席してあっても発言はあるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

総会には出席をしますが、発言権はないものと思っております。

ただ、今回の質疑について、その総会の中で全て説明があったわけではございませんので、

質疑を受けた後に会社のほうに私のほうから問合せをして、内容はこういったものだったのかということを確認したところでございますので、その内容についてここで御報告をさせていただきたいというふうに思います。

○14番（中島一博君）

答弁した後は市長が答えてもらわにゃいかんでしょう、筆頭株主だから。いいです。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

そうしましたら、議案書の46ページと、先ほど提示ありました通告の資料の2ページのほうを比較していただきながら見ていただきたいというふうに思います。

まず、賞与でございます。上から4段目でございます。昨年度と比較して6,000千円ほど増額になっております。原因については、ボーナスの支給月数が増えたためだということでございます。業績が良好だったということもありまして、従業員のボーナスについて月数を増やしたというところで増額となっておりますのでございます。

次に、その8段下になります。交際費でございます。昨年度と比較して約700千円の増となっております。これにつきましては、みやまスマートエネルギー株式会社のほうが高压の契約者と契約されている部分に関して、契約の離脱防止のために振興営業費ということで支出をされておるものでございます。

続いて、その下の寄附金でございます。昨年度と比較して4,000千円ほど増額となっております。こちらについては、みやま市のほうへ5,000千円の寄附、それから公共施設の電力契約があります大木町、こちらのほうに2,000千円を企業版のふるさと納税という形で寄附をされておるところでございます。そのために増額になったということです。

それから、その下の会議費でございますが、昨年と比べて600千円ほど増えております。これまでコロナ禍で開催が見送られてきました各種研修会とか、あるいは九州圏域の自治体新電力の会議等、そういったものが開催されるようになりまして、増額をしたということでございます。

それから、その8段下の消耗品費でございます。昨年度と比べて1,800千円ほど増額となっております。以前、全員協議会の中でも御報告をしたかと思いますが、今年の4月からさくらテラスの名称がみやまカフェSPONに変更されております。そして、リニューアルオー

プンしたということで、それに併せて看板の設置、あるいはユニフォームの新調、そういった関連の経費が増額となったということでございます。

それから、その８段下でございます販売促進費でございますが、昨年度と比べて1,350千円ほど増額となっております。こちらにつきましては、昨年の11月から、お客様のうち希望される方に電気の使用量に応じてみやまん・コインを付与するサービスを開始いたしております。その関連経費が増額となっております。また、低圧法人向けの販促品のタオル、そういったものの作成を行ったということでございます。

それから最後ですが、議案書の46ページの下から２行目、開発費償却でございます。令和５年度の新規科目として載っております350千円が支出をされております。こちらもしき言いましたさくらテラスの屋号の変更に併せてコンセプトを更新するということで、セールシートを作成を委託されております。ホームページとかパンフレット、そういったものの更新がされておるというところでの新たな経費ということで支出がされておるものでございます。

販売費、一般管理費の内容については以上となります。

それから、２点目の契約件数についてでございます。

こちらのほうについては、議案書の38ページに令和４年度から令和５年度に増えた契約件数等が中段に文章で記載をされているところでございますが、資料については通告資料の４ページを御覧いただきたいと思います。すみません。ページが逆になりますが、４ページから御説明したいと思います。令和３年度と令和４年度の実績が４ページに掲載をされております。

一番上段は令和３年度の契約状況で、令和３年末の契約件数が4,256件と。中段に令和４年度が記載されております。中段の契約件数が4,280件ということになっております。一番下に令和３年度と令和４年度の比較を記載しております。直営契約が令和４年度がプラスの24件、その内訳として高圧がプラスの25件、低圧がマイナス１件ということになっております。また、取次契約についてはマイナス10件ということになっております。

次に、ページ戻りまして３ページ、こちらが、令和４年度と令和５年度の実績が記載をされております。

一番上段の令和４年度末の契約件数が4,280件、中段の令和５年度末の契約件数が4,525件、一番下の段に令和４年度と令和５年度の比較を載せておりますが、直営契約は令和５年度で

245件の増。内訳は、高圧がマイナス1件、低圧がプラス246件ということになっております。

そこで、先ほど質問にありました取次契約、これがマイナス618件と大幅に減少しておるということでございますが、これはみやまスマートエネルギー株式会社としての経営上の判断で一定取次ぎについて整理をされたということでございます。

そして、令和4年度から令和5年度にかけまして、直営件数が245件と大幅に増えた形になっておりますが、先ほどの取次契約マイナスの618件のうち、341件が取次ぎから直営契約のほうに移っておると、直営契約の低圧のほうに移行しております。341件が移行したわけですが、その移行した件数から低圧の増加件数、記載しております246件を差引きしますと実質的には95件減少したということになるかと思っております。

以上が令和3年度、令和4年度、令和5年度の契約件数についての説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

1点目のボーナスは今年度利益が出たから増えているということでもいいんですね。そうしたら赤字だったら減らすんですか。それが1点目ですね。

それと、利益が出た場合は市民にも還元するということをうたってあります。現在は、水道と料金セットの場合は1件55円が割引になって、それと請求書が送付じゃない場合、タブレットとか、そういうのでした場合も1戸当たり補助金が55円、サービスで契約者に55円割引、そのほかに2億何千万円も利益が出た場合は市民に還元する考えはないのか、その辺をちょっと市長にお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

経営に関しては、みやまスマートエネルギー株式会社の会社のほうで行いますので、私が減額をすとか増やすとか、そういう分の判断をするわけではございません。あくまでも株主総会、取締役会の中で、会社から提案があった内容に対して御同意をしていくということでございます。

昨年度は、非常に電力の価格が安定しておりましたので、これだけの黒字が出ておるわけ

でございますけれども、市民へのサービスにつきましては、また、会社のほうでしっかり市民サービスをするように提言はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

令和2年から現社長になって、即2億円の赤字だったと思います、そのときは。そのとき市長に筆頭株主で経営者の責任もあるんじゃないかということで、社長と副社長の給料を減額すべきじゃないかと。市長は今の答弁では減額しませんでした、ここで多分言っていたと思いますよ、経営には携わらんと言いながらでも。さっきの答弁は、会社が経営するから私が口出すところじゃないで言ったけど、私がそのとき経営者の社長と副社長ぐらい報酬を減額したらどうかということを私はここで聞いたと思います。そのときは減額しないで答弁してあると思います、ちょっと私の記憶では。

それと、役員報酬もちょっと見よったら、300千円とか、500千円とか増えているんですよ。ちょっとこれは質問外になるかもしれないですけども、賞与と別にですね。結局、初代の社長から9,000千円が15,300千円になって、それから15,600千円、16,300千円、16,800千円。2億円の赤字のときでも僅かだけど、役員報酬は300千円増やしてあるんですよ。

市長の答弁では、さっきの経営に私は携わる立場じゃないと言ってあるのには、最初はもう減額しないと言ってあって、でもこれは増額になっているんです、僅かでも。その辺はどうですか。もうこれで最後ですもんね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

横尾社長に替わりまして、その当時は約1億円の黒字が出ておりました。（「2億やろ」と呼ぶ者あり）いや、ちょっとそこは精査したいと思います。ですが、その後、実は冬場の電力の高騰によりまして、12月、特に1月の約2週間で2億円の赤字ということになったわけでございます。これは短期間での赤字ということではございますけれども、それを、横尾社長を中心に社員一丸となって、こつこつとこの黒字化の経営努力をしたということを私は取締役会に出て、その都度感じております。ですので、本当に社員一同、横尾社長を中心に

今まで頑張ってもらえて、これだけの黒字が達成できたものと思っております。

特に今年度、先ほど減額云々おっしゃいましたけれども、先ほど部長が説明しました賞与につきましては昨年度と比較して増加させているのは、これはあくまでも社員の頑張りによるもので、賞与として増額をしているということを御理解いただきたいと思います。当然、企業においては赤字になった場合は、社員はその辺のところは会社の幹部共々しっかり考えて、給与、会社の経営に合わせてやっていただくということが基本だろうと思っております。その面では、私はしっかり取締役として拝見させていただきながら、会社の経営の健全化に向けて、しっかり頑張っているものと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。（「議長、ちょっと答弁が違うと思います。役員報酬はなぜ増えているのか、全然違うでしょう、答弁が」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

役員報酬につきましても、同じように取締役会等で、これは株主総会で決定をいたしますけれども、そこも含めて短期的な赤字でございましたけれども、やはりこれだけこの2年、3年と頑張っている分については、私はそれなりに評価すべきではないかということで、提案がありました内容を承認したわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

中島議員、一応もう3回の質問ということで。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑は終わりました。（「関連でいいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

1回しか質問できません。単純な質問でございますが、このみやまスマートエネルギー株式会社ですね、最初、西原前市長が50億円市場というようなことを言われておったと思うんですけどですね。

それで、単純な質問ですみませんが、先ほど市への配当金が5,000千円で言いなはったかね。今回、5,000千円じゃったかね。

5,000千円という数字やったんですけど、ここ数年間の市への配当金、この経年変化が

ちょっとよう私も覚えておりませんので、よければ教えていただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

分かったですか、質問の内容分かったですか。

配当金の関係ば言いなつたですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）寄附金、配当金。

ちょっとまいっちょお願いします。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

寄附金と配当金というのは一緒のこと、このエネルギーのとでは一緒なんですか。

○議長（牛嶋利三君）

その1点だけですかね。木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

先ほど御説明しました5,000千円というのは寄附金でございまして、みやま市のほうに5,000千円寄附を昨年、令和5年度されたということで、その前の年は3,000千円寄附をされております。その前、それ以前がちょっと私も把握できておりませんが、去年、おとしが3,000千円、昨年在5,000千円ということになっております。

配当は行っておりません。（「配当はない」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですかね。

通告者、それから、瀬口議員のほうからも質問があつておりますが、ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第8号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告についてを終わります。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時50分から再開したいと思います。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第14 承認第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 承認第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について、提案理由の説明を求めてまいります。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

承認第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会の委員でありました加藤忠氏の御逝去に伴い、委員に欠員が生じたため、補欠の委員として徳永照利氏を選任いたしましたので、地方税法第423条第5項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

徳永氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、承認することと決定をいたしました。

日程第15 承認第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第9号））について、提案理由の説明を求めてまいります。引き続き、城戸総務部長をお願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

承認第2号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、生活保護費において医療扶助費が不足する見込みのため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月22日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書52ページをお願いいたします。

専決第2号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算にそれぞれ25,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,428,858千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。

57ページからでございます。

11款1項1目の地方交付税6,250千円は、一般財源を調整し追加をいたしております。

続いて、58ページ、15款1項1目の生活保護費負担金18,750千円は、歳出予算と連動し、計上いたしております。補助率4分の3でございます。

引き続き、歳出予算について御説明いたします。

59ページをお願いいたします。

3款3項2目の医療扶助費は、転倒による骨折や精神疾患、血液疾患等に伴う入院治療患者が急に増加したことにより、不足見込額25,000千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第2号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第9号））は、承認することと決定をいたしました。

日程第16 承認第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めます。山田市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）（登壇）

承認第3号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法令等が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、市民税につきましては、令和 6 年度に限り定額減税の措置として個人住民税所得割額から減税額を控除することとされ、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 10 千円を乗じた金額を所得割額から控除するものでございます。

また、固定資産税につきましては、令和 6 年度評価替えにおいて負担水準のばらつきが拡大することが見込まれることから、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の負担調整措置を継続するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第 3 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第 3 号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第 3 号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第 3 号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）は、承認することに決定をいたしました。

日程第17 承認第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、山田市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）（登壇）

承認第4号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものとしまして、国民健康保険税の課税限度額につきまして、後期高齢者支援金等課税額においては220千円から240千円に改正するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いたいと思いますが、通告があつてございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）につきましては、承認することと決定をいたしました。

日程第18 承認第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 承認第5号 専決処分の承認について（専決第5号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めます。堤教育部長。はい、どうぞ。

○教育部長（堤 則勝君）（登壇）

承認第5号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第5号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年4月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、令和6年2月26日に発生した市内小学生児童の死亡事故に関し、第三者により構成された詳細調査を行うみやま市学校安全調査委員会を設置するため、条例の改正を行ったものでございます。

当該委員会に関しましては、文部科学省の学校事故対応に関する指針【改訂版】に基づき、学校及び学校の設置者の対応についての調査結果を踏まえ、事故に至る過程や原因の調査及び事故の再発防止、学校事故の予防への提言を行うことを担任事務としております。

また、附則におきまして、関連しますみやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、所要の改正を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いたいと思います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第5号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認について（専決第5号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定）については、承認をすることと決定をいたしました。

日程第19 承認第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 承認第6号 専決処分の承認について（専決第6号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第1号））について、提案理由の説明を求めます。城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

承認第6号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、先ほど承認第5号で御説明いたしましたみやま市学校安全調査委員会の設置、開催に関し、その必要経費について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年4月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書120ページをお願いいたします。

専決第6号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,046,500千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。

126ページでございます。

20款1項1目の前年度繰越金1,500千円は、一般財源を調整し追加をいたしております。

引き続き、歳出予算について御説明いたします。

127ページをお願いいたします。

10款1項2目の事務局費において学校安全調査委員7名の報酬1,300千円及び委員費用弁償200千円をそれぞれ計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第6号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第6号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認について（専決第6号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第1号））は、承認することに決定をいたしました。

日程第20 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第30号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第30号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年4月24日に公布された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律に伴い、生活保護法が改正され、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に変更されたことを受け、進学準備給付金に関する条文の名称を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第21 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第31号 みやま市放置自動車の処理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、城戸総務部長お願いします。

○総務部長（城戸邦宏君）（登壇）

議案第31号 みやま市放置自動車の処理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市が所有または管理する土地及び施設などの市有地等に放置された自動車の処理について必要な事項を定めることにより、市有地等の利用上または管理上の障害を除去し、その機能を速やかに回復するため、新たに条例を制定するものでございます。

正当な理由なく、市有地等に放置された自動車がある場合は、公共施設の利用上または管理上に支障が生じるだけでなく、地域的美観を損ね、新たな自動車の放置を誘発いたします。そういった放置自動車を適正に処理し、速やかな公共施設の機能回復と地域的美観の保持、ひいては市民の快適な生活環境の維持を図るため定めるものです。

条例の主な内容でございますが、第1条では条例の目的、第4条では自動車の放置の禁止について定め、第5条からは放置自動車に対する警告書の貼付け、調査や撤去の勧告、撤去命令、放置自動車の移動等について定めております。

また、第10条からは放置自動車を使用済自動車とみなす規定や、その後の処分の方法、費用徴収の方法等について規定しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第31号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第22 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。松藤保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）（登壇）

改めまして、皆様こんにちは。それでは、議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国の家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準が改正され、保育所等における満3歳児及び満4歳以上児に対する保育士等配置基準の最低基準の見直しが行われたことに伴い、本市の満3歳児及び満4歳以上児に対する保育士等の配置基準を改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いたいと思いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第32号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第23 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第33号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、松藤保健福祉部長兼福祉事務所長をお願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）（登壇）

議案第33号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条文を改める必要があるため、条例を改正するものでございます。

障がい者施設等に入所した場合の特例の対象となる指定発達支援医療機関につきましては、これまで児童福祉法第6条の2の2第3項の略称規定を引用しておりましたが、引用元である児童福祉法の一部改正により同項が削られ、指定発達支援医療機関の略称規定が児童福祉法第7条第2項へと移ったため、引用条文を改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第24 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第34号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第34号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。私の場合、ちょっと長くなりますけど、よろしくお願いいたします。

それではまず、議案書150ページをお願いいたします。150ページでございます。

令和6年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ499,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,545,833千円といたしております。

それでは、歳入予算の主なものについて御説明を申し上げます。

議案書155ページをお願いいたします。155ページでございます。

15款2項1目のデジタル田園都市国家構想交付金11,594千円は、デジタルを活用し地域の課題を解決するための国庫交付金で、補助率2分の1でございます。

続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の総合経済対策に基づく給付金事業や本市の物価高騰支援策の経費に充てるため、462,056千円を計上いたしております。

次に、156ページ、16款2項4目の博多和牛ブランド強化対策事業費補助金3,184千円は、畜産の機械整備に対する県補助金でございます。

次に、飛びまして160ページをお願いいたします。

160ページ、21款5項4目. 雑入は、宝くじの収益を財源とするコミュニティ助成事業助成金1,900千円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものを御説明いたします。

161ページからでございます。

2款1項6目のコミュニティ助成事業補助金1,500千円は、自治総合センターから内示の

ありました南新開区南組の備品整備補助金を追加いたしております。

次に、162ページをお願いいたします。

2款2項1目の定額減税補足給付金給付事業費は、総合経済対策として行われる所得税及び個人住民税の定額減税において、定額減税し切れないと見込まれる方に対し差額を給付するもので、受付業務等委託料6,916千円などの事務経費のほか、18節、定額減税補足給付金301,000千円を計上いたしております。

次に、163ページ、2款3項1目の窓口デジタル化推進事業費は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、窓口のデジタル化を推進するもので、12節の遠隔相談窓口システム構築委託料5,864千円、17節のセミセルフレジ購入費9,434千円及び遠隔相談窓口端末等購入費6,925千円などを計上いたしております。

次に、164ページをお願いいたします。

164ページ、3款1項1目の低所得世帯支援給付金給付事業費は、物価高騰を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して給付金を給付するもので、事務経費のほか、18節、低所得世帯支援給付金の非課税世帯分70,000千円、均等割のみ課税世帯分50,000千円、また、次ページの最上段となりますが、低所得世帯の子育て世帯子供加算分として10,000千円を計上いたしております。

次に飛びまして、167ページをお願いいたします。

167ページ、6款1項4目の博多和牛ブランド強化対策事業費補助金3,184千円は、畜産の機械整備に係る費用の一部を補助するもので県10分の10の補助事業でございます。

続きまして、168ページ、7款1項2目の運送事業者支援事業補助金は、燃料価格高騰や物流・運送業界の2024年問題を抱えている市内に本社もしくは営業所を有するトラック運送事業者に対し支援金を支給するもので8,000千円を計上いたしております。

次に、169ページ、9款1項1目、備品購入費400千円は、コミュニティ助成金を活用し、みやま市幼少年防火委員会に鼓笛隊セットを購入するものでございます。

次に、170ページをお願いいたします。

10款1項2目、事務局費の需用費400千円は、県より委託を受けた市内2校において道徳教育の質の向上のための実践的な研究発表を行うものでございます。

次の備品購入費3,200千円は、個人及び会社より頂いた寄附金を財源に、市内小・中学校に大型モニター等を整備するものでございます。

また、次のワンヘルス教育推進事業費500千円は、市内2校と県のワンヘルスモデル校との体験活動の実施、公開授業等を行うものでございます。

最後に、171ページをお願いいたします。

171ページ、10款6項1目の学校給食センター営繕工事費は、高圧受電設備の改修工事を行うもので3,400千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許します。歳出、3款1項1目、低所得世帯支援給付金給付事業費に対しまして質疑がございます。7番吉原政宏君お願いします。

○7番（吉原政宏君）

では、予算書の164ページの冒頭、低所得世帯支援給付金給付事業費についてお伺いいたします。

詳しくは、別冊の予算関係資料の5ページに記載していただいております。

この事業は、令和5年度に引き続き国の施策による事業であります。令和5年度分は、みやま市の対象世帯、非課税世帯が4,600世帯、均等割のみの課税世帯が1,100世帯ということで予算審査をしておりました。

今回は令和6年度分ということで、新たに住民税非課税となる世帯が約700世帯、新たに均等割のみの課税となる世帯が約500世帯ということで予算計上してあります。この1年間で新たに低所得となった主な要因が分かれば教えてください。また、あるいは積算された根拠を教えてください。

また、この事業の令和5年度分は、もう既に申請が締め切っております。この給付の状況についてもお伺いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松藤保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）

それでは、吉原議員の御質問にお答えいたします。

今回、補正予算として計上しております低所得世帯支援給付金の事業につきましては、給付対象が令和6年度住民税が非課税もしくは均等割のみ課税の者のみで構成されている世帯のうち、令和5年度に行った同様の給付金事業での給付の対象となっていない世帯が今年度の対象となっております。

対象世帯数の積算につきましては、税務課より令和6年度の住民税の課税において非課税もしくは均等割額のみ課税の者のみで構成されていると見込まれる世帯の情報を提供いただき、令和5年度で給付対象となった世帯を除外して、見込み世帯数を算出しております。

新たに対象となった世帯の主な要因ということでございますが、給付金の担当部署といたしましては、対象の方々の詳細な収入や所得や控除に関する情報を持ち合わせておりませんので、課税計算の結果としての税額をもって対象世帯数を積算しております。そのため、前年度課税世帯が今年度非課税世帯となった要因の分析等ができませんので、御了承をお願いいたします。

非課税世帯数の昨年度と今年度の比較につきましては、昨年度が約4,310世帯で、今年度は約4,290世帯と見込まれております。

また、均等割のみ世帯は、昨年度が約980世帯で、今年度は約1,000世帯と見込まれております。

令和5年度分の給付状況につきましては、非課税世帯を対象とした物価高騰対応重点支援給付金につきましては4,156件の給付を行っております。均等割のみ課税世帯を対象とした低所得世帯支援給付金につきましては、これから振り込む分が若干含まれるのでございますが、934件の給付となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

住民税が非課税となる要件というのは幾つかありまして、1つは生活保護の規定による生活保護を受けている方、もう一つが障がい者や未成年、寡婦またはひとり親で前年の所得合計が1,350千円以下の方、もう一つが前年の合計所得が自治体の基準より低い方ということ

になっております。

市民生活の実態を把握するためにも、こういった機会を捉えて分析できたらなと思って質問させていただいた次第です。今後ますます自治体のDX、デジタルトランスフォーメーションも進むかと思いますので、そういったことも活用しながら、市民生活の実態把握にも努めていただきたいと思います。

今回は課税状況からの積算ということでありました。この中でも、一番初めに言いました生活保護の受給状況、ここ近年3年間ほどの受給状況について分かれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松藤保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）

吉原議員の御質問にお答えいたします。

生活保護世帯の状況ということでございますが、令和3年度、令和4年度、令和5年度、直近の3年度分でよろしいでしょうか。

それでは、3月末現在の世帯数と被保護者数のほうをお答えいたします。

まず、令和3年度につきましては、世帯数が264件、被保護者数が344名、保護率としまして9.4%（42ページで訂正）となっております。令和4年度につきましては、世帯数が262世帯、保護者数が335名、保護率9.3%（42ページで訂正）、令和5年度が世帯数が264世帯、保護者数が334名、保護率9.6%（42ページで訂正）と、世帯数や保護者数だけを見ますと特に大きく伸びているという状況ではないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

ありがとうございます。生活保護はそれほど増減があまりないということで、恐らくそれ以外の低所得者の方が増えたのかなと感じる次第です。

令和6年、本年度の5月末、みやま市の世帯数は1万4,671世帯であります。この給付事業、先ほど令和5年度が非課税が4,156世帯、均等割が934世帯という御答弁をいただいて、合計の5,090世帯、今回の令和6年度新たに1,200世帯ということで、合計すると約6,300世帯がこの事業の対象となります。全世帯の約43%というのが、この低所得世帯の給付事業の

対象となります。これは結構、市のシェアとしてはかなり大きいのかなと思いますが、市長はこの数字をどう考えられるか、お伺いいたします。

また、今回国の事業であります、扶養の関係等でこの事業に対象とならない方もいらっしゃると思います。今回は国の一律の施策であります、給付して終わりということではなく、今後の本市のまちづくりや市民サービスにも考慮していくところがあるかと思いますが、併せて市長はどう考えられるか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

非課税世帯が増えているということでございますけれども、私なりに分析してみますと、御高齢の方、年金生活者、また、一人住まい、そういう方が増えておられるのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

そういう意味におきましても、やはり給付する率が非常に高いということは非常に本市の将来にとって考えていけないといけない部分でございます。少子・高齢化、これが確実に迫っている現状の中で、そういう非課税世帯が増えているということは、本市の経済状況に関しましてもしっかりと考えていけないといけないし、市のさらなる、いろんな人口増の施策なり、また、子育て支援、子供さんたちが増えて、そして、子供たちを産み育てていかれる、この市に人口が増えるということも大事だし、経済的な部分につきましても、しっかり企業誘致等もしながら、本市の中で、また働いていかれる方を増やす、現役世代を増やすということが大事なのかなというふうに感じておりますので、その辺も含めまして、しっかり考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で一応通告による質疑は吉原議員は終わりましたけれども、関連としてですね。

（「修正をいいですか。先ほどの説明の中でちょっと間違っ御説明した分があるので、修正をいいですか」と呼ぶ者あり）

そうですか。

引き続き、質問に対する答弁を保健福祉部長のほうからお願いします。松藤保健福祉部長

兼福祉事務所長。はい、どうぞ。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）

申し訳ありません。先ほど吉原議員のほうからの御質問で、生活保護の世帯数と保護者数の後に保護率のほうを申し上げたんですけれども、それぞれ令和3年度が9.4%、令和4年度が9.3%、令和5年度が9.6%と申し上げましたが、全て0.94%、令和4年度が0.93%、令和5年度が0.96%の誤りでございます。申し訳ございません。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと私のほうからまた確認ですが、松藤保健福祉部長兼福祉事務所長、令和3年が9.4%というような最初説明やったのが0.94%ですね。それから、令和4年度が0.93%。それから、令和5年度0.96%というようなことですね。

よろしいですか、吉原議員。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

そしたら、通告による吉原議員の質問は終わりましたけれども、同じく、低所得世帯支援給付金のこの事業につきましの質問、関連ということで12番瀬口君どうぞ。

○12番（瀬口 健君）

この給付金の問題では、再三——その前に所感でございますが、市長にもちょっと一言お聞きしたいので、お許しをいただきたいんですが、議長いいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

はい、どうぞ。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

これは再三、今まで質問をしてきたところでございます。

この1番と2番と3番。1番、2番の方の世帯とこの3番の世帯と重複してある世帯とはどれくらいあるのかと。要するに100千円と50千円とダブっていただいている家庭はと。今までもこういうことで、1つの給付があると幾つもダブって、3つも4つもダブっていただいているらしい家庭があるということで指摘をしてきたんですね。

それから、一番下の「①②③共通で、「世帯全員が課税者から扶養されている世帯」は支給対象外」ということですね。

今市長がおっしゃいましたように非課税の方が多いとに懸念をしておるということでございましたけれども、吉原議員も何%かということでは言われましたんですが、実際は、この扶養されているひとり親家庭の方の生活というのは非常に苦しいんです。ただ、扶養にされて

あるために今の数には出てこないと、そういうことですね。お分かりですか。子供さんと別所帯におりますと、独りでですね。しかし、子供さんから扶養になっておると。この方たちは、この給付対象外なんですね。今までずっと対象外なんですよ。この方たちの生活というのは非常に苦しい。一人一人取れば、もう低所得者なんです。だから、今の数字に入っていない市長さんが言われる数字にも、吉原議員も言われましたパーセンテージにはまだそれ以上のパーセントになるということを申し上げたいんですよ。そこら辺、市長はどういうふうにお考えでしょうかね。もう今まで数年間、国からの給付という形が来ておりますが、私再三言ってきたんですけど、全然光を当てていただけないという中で、今日、再度また市長の気持ちを聞きたいなというふうに思って質問をしております。今の2点ですね。（発言する者あり）いいですか。

1番、2番の住民税非課税と均等割の方の世帯は100千円でしょう。要するに、その家庭に18歳未満の子供さんがいるとなると、1人いらっしゃれば、さらにそこには50千円ですよ。子供さんがいらっしゃらないところは100千円なんです。子供さんが1人いらっしゃれば150千円と。その150千円になる世帯はどれくらいですかと。それが、150千円になるか、200千円になるか、250千円になるかちょっと分かりませんが。ダブっていただいているという世帯は把握してありますかという質問でございます。

○議長（牛嶋利三君）

瀬口議員、市長にというような質問やったけど。（「あれは2問目です」と呼ぶ者あり）

今、1問目は大坪財政課長からよろしいですか。（「はい。財政課長が分かっとうでしよう」と呼ぶ者あり）そしたらどうぞ。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

実は、推定で何世帯か確認は今のところ取れていないというのが答えでございます。200人を見込んでおります。もちろん、非課税世帯か均等割のみ課税世帯の方で18歳以下の子供を扶養されている方なので、マックスで200件と。200人であればですね。ただし、2人お子さんがいられたり、3人いられたりするので、実際は100件前後じゃないかなと見込めますけど、正確に何件というのはまだ把握はできていないというのが現状でございます。

それについては以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

それじゃ、2問目。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんの質問にお答えします。

非常に難しい質問でございまして、正確なそういう数字等もはっきり出ていない部分で、表には出ていない部分でございまして、これを調査して、どういうふうにするというのは非常に難しい対応になるのかなと思っておりますけど、やはりしっかりそこは考えていかないといけないという思いはございます。しっかりその辺のところ、また、今後国等のいろんな施策が出てくると思いますが、本市の中で、やはり経済状況として非常に厳しい状況にある御家庭等も併せて、そういう世帯も把握できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかにございますか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

国の給付事業でありますけれども、私の記憶でいけば、今タブレットをちょっと開いていたんですが、これは臨時議会の中で多分あった事業だったんじゃないかなというふうに思います、今年に入ってですね。

そのときに対象者と給付方法は、このときは住民税均等割のみということであったんですが、今回、住民税非課税世帯分ということも、これがプラスになっていると。ただ、これが令和5年度でもらった人は対象外ですと。今度、改めて非課税世帯と、あと均等割のみの世帯という方が対象になっていますというような理解でいいのかなというふうに思います。

ただ、私のところにも、おとといぐらいでしたかね、こういった給付事業があっているという話を聞いたと。自分の生活状況が去年の5月ぐらいまでは仕事をしていたと。そのときには対象外と言われたと。いわゆる課税をしていたと。今回の分についてどうなのかということでは、今度も対象者になる世帯については確認書をきっちりと配付するというような文言を書いておりますので、そういった把握等をきっちりやる必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういったところの事業内容、作業内容は果たしてきっちりと行くのかなということで、ちょっと懸念するのが事務費が今回若干増えてはいますけれども、きちんとやっていただきたいということで、そういった個人情報等の把握等がきっちりとできるような環境をやっていただけるのかなということがちょっと不安というか、懸念が

ありますので、ちょっとそこら辺の対策等含めて、多分、今年2月にはもう臨時会の中でやっておりますので、そういった情報等はあっているというふうに思いますけれども、そういったところを含めて、踏襲してやっていただけるというようなことがあるのかなと。確認をちょっとしたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松藤保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）

上津原議員の御質問にお答えをいたします。

対象者につきましては、先ほど議員おっしゃっていたように、令和5年度に対象になられた方というのは今回は対象外というふうになっております。今年度、新たに非課税となった方または均等割のみ課税をされる世帯というふうになっているところでございます。

先ほど御本人さん、市民の方は、自分は該当するかどうかというところがなかなか分かりづらい部分はあるかと思うんですけれども、今からそういったお問合せだったり、こういうケースはどうだろうかというふうな内容のお問合せ等はこちらのほうにもあるんじゃないかなというふうに想定はしております。

ただ、うちとしましては、国の基準に沿ったところで対象者のほうは決定をしていくということで考えておりますので、そういったケースがございましたら、また、国とか、県とかのほうの情報等も収集しながら、該当する方については適切に対応をさせていただきたいと思っております。

また、個人情報の取扱いということでございますが、今回、会計年度さんのほうをお願いすることになるかと思っておりますけれども、そこにはうちの福祉のほうの担当職員、あと、今回税務課のほうとも同じ給付金の申請がございますので、税務課のほうの職員等含めたところで受付のほうを行っていきたいと思っておりますので、個人情報の取扱いについてはしっかり対応はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

上津原議員よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、これで質疑なしと認め、質疑を終わりたいと思います。

議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第25 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第35号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第35号 令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほう175ページをお願いいたします。175ページでございます。

令和6年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,275,019千円といたしております。

それでは、歳入予算について御説明申し上げます。

議案書の180ページをお願いいたします。

180ページ、3款1項1目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,573千円は、システム改修に係る国庫補助金で、補助率10分の10でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

181ページをお願いいたします。

181ページ、1款1項1目のシステム改修委託料は、令和6年12月からマイナンバーカードと健康保険証が一体化することに伴うシステム改修分で1,573千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月19日となっております。あしたですね。皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思います。

午後0時00分 散会